--記者発表資料---



平成28年5月20日日本下水道事業団

受託建設工事の管理諸費の見直しについて

当事業団は、受託事業費の減少等に伴い、徹底した経営努力にもかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度まで3年連続で経常赤字を計上するという厳しい経営状況に直面しております。

このため、学識経験者及び地方公共団体の下水道行政担当職員により構成される「日本下水道事業団の受託業務の持続性確保のための検討委員会」(委員長:松尾友矩東洋大学常務理事)を平成27年6月に設置し、管理諸費(※)のあり方を含む当事業団の収入構造のあり方についてご検討いただきました。その結果、今後も当事業団が求められる役割を担っていくためには、必要経費と管理諸費とのアンバランスを是正しつつ、更なる経営努力と管理諸費収入によって必要経費をまかなえるよう、平成29年度から、受託建設工事の管理諸費を下記のとおり見直すことが必要との提言を3月31日にいただきました(別添概要を参照)。

事業費区分	現行	見直し後
20 億円超の部分	3.3%	2.3% (新規)
10億円超20億円以下の部分	3.3%	3.3% (変更なし)
5億円超10億円以下の部分	4.3%	4.3% (変更なし)
1億円超5億円以下の部分	5.3%	5.3% (変更なし)
1億円以下の部分	5.3%	6.3% (新規)
		+基本管理諸費 70 万円(新規)

これを受け、当事業団は5月13日に理事会を開催し、上記のとおり受託建設工事の管理諸費を見直す方針を決定するとともに、昨日開催した評議員会(地方公共団体の長及び学識経験者で構成される重要事項の議決機関。会長:三村申吾青森県知事)に報告いたしました。

今後は関係地方公共団体に対し丁寧な説明を行い、ご理解が得られるよう努めてまいります。

※ 当事業団が下水道施設の建設等の業務を地方公共団体から受託する際、最終的に工事請負業者に支払う工事費等 のほかに当事業団の業務に要する経費を負担いただいており、これを「管理諸費」と呼んでいます。管理諸費額は、 事業費区分毎に設定された管理諸費率を、年度毎・団体毎の設計金額の総額に乗じて算出します。

【問い合わせ先】

日本下水道事業団 経営企画部 企画・コンプライアンス課 谷中(やなか) TEL (03) 6361-7810 * <u>提言の全体版は当事業団HP(下記URL)に掲載されています。なお、印刷物をご希望の方はお問い合わせください。</u>

当事業団HP(平成28年度記者発表資料): http://www.jswa.go.jp/kisya/h28kisya.html

日本下水道事業団の受託業務の持続性確保のために講ずべき措置について(提言) <概 要>

1. 日本下水道事業団の役割

- 〇 事業団は、地方公共団体(以下「団体」)の業務を支援するために設立された地方共同法人。 これまで国内の下水処理場の7割(1,400箇所)の新築・再構築を行うなど下水道整備に貢献。
- 〇 近年、下水道担当職員数の減少など<u>団体の執行体制の脆弱化</u>が顕著。事業団が技術力、人材力等の強みを発揮し、地域のニーズに応じて事業のあらゆる段階でサポートしていくことを期待。
- 〇 特に、<u>平成27年の事業団法改正</u>による<u>代行制度の創設</u>により団体の補完者としての位置づけが一層明確化したほか、事業団の支援メニューも多様化(資料1)。
- 今後多くの役割が求められる事業団の経営を安定化することは、団体共通の利益。

2. 事業団の管理諸費と経営環境の変化

- 事業団においては、受託建設工事から得られる管理諸費が収入の根幹。
- 現行の受託建設工事に係る事業費区分別の管理諸費率は、以下のとおり。

事業費区分	管理諸費率
10 億円超の部分	3. 3%
5億円超10億円以下の部分	4. 3%
5億円以下の部分	5. 3%

- 上記管理諸費率は導入以来見直されてこなかったが、改めて実態を調査し、事業規模毎の<u>必</u> 要経費の水準と管理諸費の水準との間にアンバランスが生じていることを確認(資料2、後掲3.)。
- 〇 一方、全国の下水道事業予算の減少に伴い<u>事業団の受託事業費も減少</u>。さらに、<u>今後、震災</u> 復旧・復興事業の完了等により受託事業費が減少する見込み。事業の小規模化も進展(資料3)。
- 〇 このため、H26の管理諸費収入はH14の概ね6割程度にまで低迷。経営のスリム化(H14比で人件費3割減、物件費4割減)に取り組んだものの(資料4)、国・地方公共団体からの補助金の廃止もあり、H24~H26の3年連続で経常赤字(資料5)。
- 今後も事業団が役割を担っていくため、必要経費と管理諸費とのアンバランスを是正しつつ、 管理諸費収入で必要経費をまかなえるよう、受託建設工事の管理諸費体系を見直すことが必要。

3. 受託建設工事の管理諸費体系のあり方

- 〇 管理諸費体系の見直しに当たり、事業団が受託建設工事で<u>実際に要した業務量を調査</u>。 これを基に、改めて事業規模(1億円未満、1~3億円等に区分)毎の経費額を算出し現行の 管理諸費率と比べると、<u>大規模区分(概ね20億円超)は「管理諸費>経費」、小規模区分(特</u> に1億円未満)は「管理諸費<経費」となっている(資料2、資料9)。
- こうしたアンバランスを是正し、<u>所要経費を(経営努力と相まって)まかなえる</u>よう<u>新たな</u>管理諸費体系に見直すべき。【→次頁】

<新たな管理諸費体系(H29年度~)>

事業費区分	現行	見直し後
20 億円超の部分	3. 3%	2.3% (新規)
10 億円超 20 億円以下の部分	3. 3%	3.3%(変更なし)
5億円超10億円以下の部分	4. 3%	4.3%(変更なし)
1億円超5億円以下の部分	5. 3%	5.3% (変更なし)
1 億円以下の部分	5. 3%	6.3% (新規)
	•	+基本管理諸費 70 万円 (新規)

<適用時期>

- ・平成29年度から新たに年度実施協定を締結する受託建設工事に適用
- ・それ以前に年度実施協定を締結したものについては、現行の管理諸費率を適用
- 〇 上記見直しにより <u>H29~H33 の収入は約 15.5 億円増加</u>するが、<u>所要経費と比べなお約 10.5</u> 億円の収入不足 (資料8)。これを埋めるため、<u>更なる受託推進及び経費削減の経営努力を進め</u>ることが必要。

4. 今後の事業団の経営に当たって留意すべき事項

(1) 更なる経費削減努力

人件費や時間外勤務の縮減、システム活用による業務の効率化等に取り組む。 ただし、直接部門(プロジェクト管理や設計・施工管理部門)は体制を充実

(2) 技術開発の更なる推進とその成果の還元

- ① 団体のニーズに応じた新技術の開発・活用を積極的に進め、成果を団体に還元
- ② ICT技術の開発・活用、事業コスト縮減や品質向上(資料10)。

(3) 小規模事業の委託団体等へのサービス向上策

- ① 企業会計化支援や「新たな事業計画」(改正下水道法)の策定支援など、<u>下水道の経営から</u> 事業実施までを支援
- ② 複数市町村による施設の共同化や複数市町村からの一体的受託などを提案
- ③ 災害支援協定の締結の推進
- ④ 地元業者の一層の活用
- ※ 文中の(資料〇)は、提言全体版(当事業団HP(下記URL)に掲載)のp5~14に 掲載されている各資料を指しています。

当事業団HP : http://www.jswa.go.jp/kisya/h28kisya.html